

原点にたちかえって

——「愛労連」結成から3年目をむかえて

阿 部 精 六

愛労連は、この11月で結成から3年目を迎えます。

この間の経過をふりかえると、「よく頑張ってきた」という実感とともに「あれもこれも不十分だった」という反省が交錯します。

思えば湾岸戦争、東欧・ソ連の崩壊など激動する国際情勢のなかで、アメリカの「力らの政策」に追随・荷担や、臨調路線の総仕上げを急ぐ政府・財界、そして労働組合の「顔をして」これに協力する「連合」、たたかう労働組合に対する否認など、労働者・国民犠牲の攻撃とのたたかいの連続でした。

それだけに、すべての労働者・国民の切実な要求実現をめざす日本労働運動のあらな発展の一翼を担うたたかいは、決して平坦な道だけではありませんでした。

このような状況のもとで、愛知労働問題研究所の皆さんから「調査・政策」「健康センター結成や運動の推進」「各種学習会」など、多大なお力添えをいただきましたことを心から感謝を申し上げます。

おかげで賃金、時短、労働条件の向上、争議解決など労働者の生活と権利を守る要求での着実な前進や消費税、小選挙区制、PKO、医療、年金、教育、平和と民主主義擁護のたたかいで役割を果たすことができました。

そしてこれらのたたかいを通じて、広範な労働者・労働組合をはじめ諸団体との共同の広がりの中で、組織が増勢に転じ新しい前進の芽を切り開くことができました。

愛労連や地域労連、そして新しい産別建設にむけ奮闘された組合員をはじめ、「結成問もない」ということで激励や援助を御寄せいただいた民主団体や諸先輩のみなさんに重ねて感謝申し上げたいと思います。

私たちは、いま、9月に開催する第7回定期大会にむけ、この3年間のたたかいの到達点と克服すべき課題を明らかにしつつ、結成の原点にたちかえり更なる愛労連運動の前進にむかって組織討議を開始しています。

『月報』ご愛読のみなさんの引き続いての御指導をお願い致します。

(愛労連・事務局長)

不安定就労としてのパートタイム労働

姉 崎 和 子

□ パート労働にたいする共通性と相違性

パートタイム労働は、先進資本主義国に共通する就労形態である。そして、その多くが既婚女性によって担われていることも共通する特徴といえる。また、雇用が不安定であり、待遇が一般労働者と不均等であることも、国によって違いがあるわけではない。

しかし、不安定性に対する労働者保護や不均等の是正への対応は国によっておおいに異なる。さらに、パートタイム労働の積極面に着目し、男女労働者ともに選択しうる労働形態として捉え制度化する動きも国によってはみられ、パート労働の新たな可能性も示されている。

ここでは、婦人労働部会でとりあげている三富紀敬著『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』（ミネルバ書房・1992年）をもとに国際的な動向に触れ、日本のパートタイム労働について考えてみたい。

□ 女性専門家会議の「見解」が、欧米のパート労働保護の基調

国際労働機関の女性雇用専門家会議（1956年）では、パートタイム労働について見解を示しているが、このことは欧米各国のパート労働保護の基調になっている。即ち、パートタイム化はあくまで自主的な選択であって強制をとまってはならないこと、賃金・労働条件・社会保障・所得税制などに均等待遇が与えられるべきであること、男女両性にひらかれるべきであること。パートタイム労働の導入にあたっては労働組合や従業員代表への事前の諮問をへなければならない等である。英・仏そして米をみると、社会保障の同一適用や時間賃金の同一性に法規制が実施され、多少の差異はあるもののパートタイム労働者の保護が70年代以降推進されてきている。

□ 日本のパートは、自立した近代的な労働者としての待遇とはいえない

翻って日本のパート労働をめぐる状況はどうだろうか。

平成3年度版『婦人労働の実態』は、パートタイム労働の量的質的变化を指摘している。平成2年でパートタイム労働者は、722万人で前年に比べ16%増加しており、女性についてだけみると、女子雇用者全体に占める短時間雇用者は27.9%である。一般雇用者の年増加率がこの10年減少傾向にあるのに比し、急速に伸張を示している。

しかも事業活動における役割を企業がどうとらえているかをみると、半数以上の企業が「基幹的又は恒常的な労働力」として活用しているとし、今後も基幹的な労働力として活用していくとする企業は6割を超えている。こうした中で、紳士・婦人服小売業のある企業では週35時間の女子パートタイマーが店長となり、正社員従業員を指揮する形態もみられると『白書』は指摘している。

基幹化と多様化は今後ますます拍車がかかるといってもよい。にもかかわらず、パートタイム労働者の賃金は正規従業員の6割とも、7割ともいわれるように格段に低賃金である。また、労働条件の明示は「主に口頭」が66.5%であり、自立した近代的労働者としての待遇といい難い。

□ 日本のパート労働保護法制

パートタイム労働者の保護については60年代後半から議論されはじめたといえる。1970年に労働省は、「女子パートタイム雇用に関する対策の推進について」の中で、パートタイム雇用は短時間就労というひとつの雇用形態であり、フルタイム労働者と異なるものではないことの周知徹底をするものとしている。

その後10年余を経て、1980年代に入って保護法制化の動きがようやく本格化してくる。「パートタイム労働対策要綱」の策定(1984年)、年次有給休暇のパートタイマーへの比例付与についての労働基準法の改正(1988年)、週22時間以上のパート労働者への雇用保険の適用(1989年)、そして「パートタイム労働指針」の労働大臣告示(同)へと動いてきた。しかし、その実効性には疑問が大きい。ちなみに愛知県においてはこうした行政措置や法改正がパートタイム労働の労働条件改善にどのような影響を及ぼしたが、その一端を紹介したい。

□ 愛知にみるパート労働保護の実態

愛知県労働部の資料「愛知県における婦人パートタイマーの実態」(1981年)および「女子労働者就業環境調査」(1991年)を比較したものだが、これら二つの報告書の間には、先にふれた「パートタイム労働対策要綱」および「パートタイム労働指針」の実施があった。労働実態としては、パートタイマー雇用をしている事業所は<60.7%><65%

>であり、週5日、7時間／1日の「いわゆるパート」のうち「Aパート」とよばれる就労者が大部分をしめているものである。雇用理由としては<1、仕事の内容 2、人件費 3、雇用調整の可能性>、<1、仕事の内容 2、採用困難 3、人件費>があげられ経費削減が必要を創り出す大きな動機であることが知られる。以下は主だった相違点である。

1、雇入通知の処置が講じられるようになったが、多くは口頭であり、書面の場合でも、年次有給休暇の付与、退職金の有無、雇用期間についての明示のあるものは少ない。

2、雇用期間の明示 <23%>→<52.1%>

3、就業規則の整備 <26%>→<約70%>

4、雇用保険の適用 <47.8%>→<56%>

5、その他 パートタイマーの活用策として、正規従業員への優先応募機会<36%> ('91年) これらをみても、飛躍的に労働条件が保護の態勢へ動いているとはいえない。

□ 不合理を許さない社会意識の成熟と形成に向けて

均等待遇の実現を安易な雇用調整をさせない雇用保障の制度が是非とも必要である。

「パートだから仕方がない」「パートだからこの条件で納得できるはず」と、労使双方の「了解」のなかで、日本のパート労働の不安定性と低位性は保持されてきた。その背景には性別役割分業の固定化と日本の女性の「二流の市民」と呼ばれかねない差別があることに間違いはない。このことについてここで触れる余裕はないが、今後の課題としたい。三洋パート裁判の勝利にみる不合理を許さない社会意識の成熟と形成に何が必要か、これからも考えてみたい。

*文中もふくめ、いずれも、先の< >は1981年の調査、後の< >は1990年の調査結果

*なお、文中の中見出しは「月報・編集部」がつけたもの

(婦人労働部会、愛知大学法学部大学院)

<図・書・紹・介> 研究所理事・愛労連顧問の成瀬昇さんが、「名古屋東部革新懇談会」が催した学習会の講演内容をまとめた、『体験的「連合」批判』をこのほど発刊されました。頒価は350円。ご希望があれば、研究所までご連絡下さい。ご送付させていただきます。

寄贈・入手資料

《連合時代》の労働運動――再編の過程と新展開――

法政大学大原社会問題研究所研究所編
発行所 総合労働研究所 1992.3

本書は、「連合結成にいたる日本の労働運動の変化を跡づけ、連合や全労連などの新たな労働組合全国組織の誕生によって生じた新時代における労働運動の現状を明らかにし、その将来を展望することを意図して編纂・執筆されたものある」とされています。

本書の構成は、労働組合全国組織の再編成にいたる歴史的な過程を分析した「第Ⅰ部 ナショナルセンター再編への道のり」、89年に発足した労働組合全国組織の性格とそれに伴う産別組織や地方組織の変化を取り扱った「第Ⅱ部 新しい労働組合全国組織と産別・地方の組織問題」、そのような組織的再編成の、労働運動のあり方や社会・政治運動への影響を論じた「第Ⅲ部 労働・社会運動の新たな展開」から成り立っている。ほかに、労働組合の全国組織再編問題に関する邦語参考文献をとりまとめた「第Ⅳ部 参考文献」がある。

編者は、本書を「一読することによって、労働戦線の再編をめぐる歴史的な背景と現

状、再編後に生じた新たな運動状況の全体像を、それなりに把握することができるであろう」とのべています。(4,500円)

季刊 労働総研

No. 7 (1992年夏季号)

発行 労働運動総合研究所

本号は、「東京一極集中と労働者・住民生活」の特集として、

小沢辰男「東京一極集中問題を検証する」

三輪三龍「一極集中下における首都圏自

治体の財政と住民生活

鈴木正彦「一極集中と千葉県民への影響」

坂庭国晴「土地・住宅問題と長時間通勤」

の論文が掲載されています。

そのほか、「国際・国内動向」として、

小林勇「韓国の労働組合運動と民主化闘争」

宮田光雄「イギリス総選挙と労働組合運動」

桜井絹江「雇用平等の最前線」

杉下年「労働基準法等見直しの動き」

中村啓市「国民のための民主的運輸行政をめざして」

の論文も掲載されています。

頒価は1,000円 購読を希望される方は、

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

労働運動総合研究所 TEL03(3940)0523

までお申し込み下さい。当研究所でも連絡をさせていただきます。

研究所活動日誌 (92.6-92.7)

- 6. 2 共同通信社、トヨタ問題取材
- 6. 5 愛知県職尾西支部役員学習会
- 6. 6 郵政特定局「全国井戸端会議」
名古屋市職労新入組合員講座
- 6.15 婦人労働部会
- 6.16 名古屋市職労民生支部労働安全衛生委員学習会
- 6.18 共同通信社、トヨタ問題取材
水資労本部・新入組合員講座
- 6.19 名高教・労働安全衛生委員学習会
- 6.21~22 運輸一般中央研究集会(富山)
- 6.21 経営分析基礎講座・補講
- 6.24 三の丸国公・時短学習会

- 7. 2 名古屋市職労・調整手当問題学習会
- 7. 3 企業組合あいち労働協同事業団創立十周年記念祝賀会
愛商連「くらしと健康調査実態調査報告会」
第8回所員会議
- 7. 4 シンポ・地方自治を考える
- 7. 7 婦人労働部会
- 7. 8 参院選公示
- 7. 9 全労働東海地協「中堅組合員集会」
- 7.14 日本経済分析研究会(報告・木村「逆転の発想」について)
- 7.22 名古屋市職労清掃支部運動史編纂委員会
- 7.26 参院選投票日

愛知健康センター主催――

第3回

いのちと健康を
守る学校

日時 8月29日(土)午後2時

30日(日)午前11時

会場 犬山市木曾川畔「犬山館」

内容 講義①「私たちの健康問題と労働・生活」(徳田秋・保険医協会地域医療部長)

講義②「働くもののメンタルヘルス」(粥川裕平・名古屋大学病院精神科)

講演「人間らしい生き働くことといのちと健康をまもるとりくみ」(山田信也・名古屋大学医学部教授)

参加費5,000円、宿泊費10,000円

8月30日(日)午前11時から
12時半まで

「愛知健康センター」第2回総会

参加申し込みは、「愛知健康センター」 052-322-0406 まで
事務所は、研究所と同じところ

研究会などの案内

□ 婦人労働部会

9月24日(木) 午後7時～9時
名古屋南部法律事務所(地下鉄・伝馬
町、西北角のビルの2階)

報告：日本におけるパート問題
姉崎和子・愛知大学法学部大学院
ほか

□ 日本経済分析研究会

10月12日(月) 午後6時30分～9時
中京大学・研究棟(地下鉄・八事)

報告・イギリスの労働経済事情
大木一訓・愛知労働問題研究所所長
・日本福祉大学教授

□ 自動車産業政策研究会

8月23日(日) 午後2時～
愛知労働問題研究所事務所
話し合うこと：①さいきんの職場の状
態、②どのような「政策」確立が求め
られているか、③こんごの研究会のも
ちかた、など

9月13日(日) 午後2時～

愛知労働問題研究所事務所

□ 労働法共同研究会・あいち職場の健康 問題研究会 共同研究会

10月16日(金) 午後6時～8時30分
愛知労働問題研究所事務所

報告：過労死をめぐる問題状況――最
近の判決と認定基準について
水野幹男・弁護士、名古屋過労死弁
護団代表

研究所事務所 8月13～16日
夏休みをさせていただきます

8月13日(木)から16日(日)
までの4日間、研究所事務所は夏休
みとして閉所させていただきます。

8月17日(月)から、平常通り
午前10時から午後5時まで
(土曜日は、特段の予定がないかぎ
り閉所とさせていただきます)

近くにおいでの際は、事務所に立ち
寄って下さい。近況をお知らせ下さ
い。

9月20日(日)、21日(月)
名古屋大学医学部・鶴友会館2F大会議室で

日本・ドイツ労働問題共同セミナー

主催：愛知労働問題研究所、ブレーメン大学労働・政治アカデミー

前号で、予告した「日本・ドイツ労働問題共同セミナー」の会場や具体的なプログラムがほぼ固まりましたのでお知らせします。会員の皆さんはもとより、まわりの方々をお誘い下さって、多数の皆さんがご参加くださることを期待しています。

<第一日>

9月20日(日) 午後1時 ～ 6時

ー開会のあいさつ

大木 一訓・愛知労働問題研究所
所長・日本福祉大学教授

ードイツからの報告

『ドイツと日本の労使関係比較』

ヴァースナー・ブレーメン大学教授

『ドイツ労働者の労働と社会生活』

ヘーゼラー博士・ブレーメン大学

ー参加者からの質問とコメント

<第二日>

9月21日(月) 午前9時～午後6時

ー日本・ドイツからの報告

『日本労働者の労働と生活』

長沢 孝司・日本福祉大学教授

『トヨタイズムの実態と

日本的労使関係』

猿田 正機・中京大学助教授

『産業構造の変化とドイツ

労働組合運動の課題』

ブラウアー講師・労働・政治アカデミー

『国際化と産業構造調整下の

日本の労働問題』

浅生卯一・愛知労働問題研究所所員

ーパネル・ディスカッション

[ドイツ]

ヴァースナー・ブレーメン大学教授

ミュラー・ブレーメン大学教授

ヘーゼラー博士・ブレーメン大学

ブラウアー講師・労働・政治アカデミー

[日本]

山田信也・名古屋大学医学部教授

長沢孝司・日本福祉大学教授

猿田正機・中京大学助教授

浅生卯一・愛知労働問題研究所所員

：コーディネーター 大木一訓（愛知労働問題研究所所長・日本福祉大学教授）

ー閉会のあいさつ

ヴァースナー・ブレーメン大学教授

参加費 第1日 1,000円

(予定) 第2日 2,000円

会場の案内：地下鉄・鶴舞、JR・鶴舞下車、鶴舞公園北・名古屋大学医学部構内東南、「鶴友会館」2F